

まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)について  
～第1期の総仕上げと次のステージに向けて～

---

平成30年12月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局  
内閣府地方創生推進事務局

# 1. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行

## ①UIターンによる起業・就業者創出（移住支援・起業支援）

○ 地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援。

	地方※1へ移住 (東京23区在住者又は23区 への通勤者※2 が移住)	
地方※1での就業 (地方公共団体がマッチ ング支援の対象※3とし た中小企業等に就業)	就業した場合 <b>最大100万円</b>	
地方※1での起業 (地域課題解決に資する 社会的事業を起業)	起業した場合 <b>最大300万円</b> (最大100万円+200万円)	(地方にいたままで) 起業した場合 <b>最大200万円</b>

東京圏からのUIターンの促進  
地方の担い手不足対策



他省  
庁  
との連携

- <移住支援と連携>
  - ・移住者を採用した中小企業等に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成（厚生労働省）
  - ・移住者が住宅の建設・購入を行う場合に、（独）住宅金融支援機構が提供する住宅ローンの金利の引下げ（国土交通省）
- <起業支援と連携>
  - ・設備資金及び運転資金について、（株）日本政策金融公庫の融資による支援（中小企業庁）

※1 東京圏の条件不利地域※4を含む。

※2 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域※4在住者を除く。

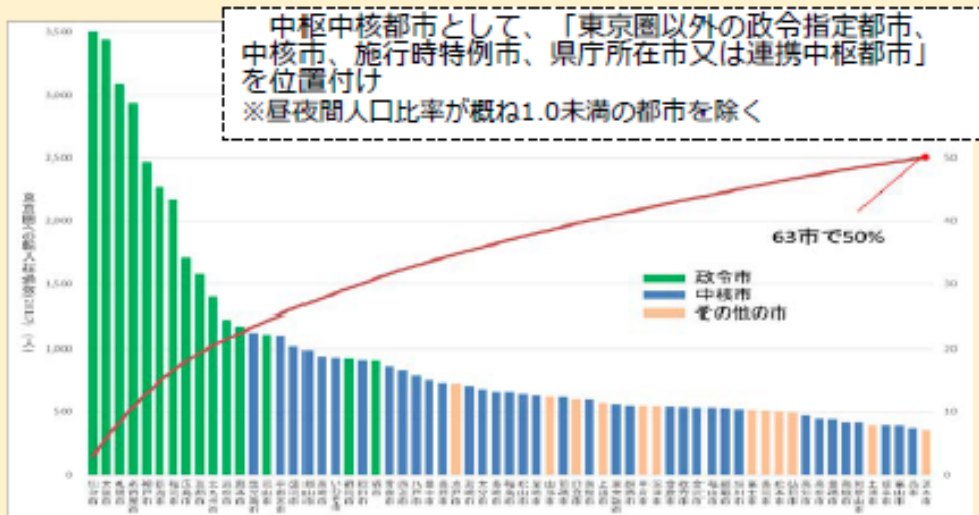
※3 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。

※4 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。

## 2. 地方の魅力を高めるまちづくりの推進

### ① 中枢中核都市の機能強化

- 東京圏への転出超過数の多い地方公共団体は、政令指定都市や中核市などの中枢中核都市が多数。
- 中枢中核都市は、活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、近隣市町村を含めた圏域全体の経済、生活を支え、圏域から東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮することを期待。



### ① 中枢中核都市の課題に対応したハンズオン支援

中枢中核都市が共通に抱えている課題（政策テーマ）を対象とし、手上げ方式により、ハンズオン支援を実施。その成果の普及・横展開を図る。



- ② 地方創生推進交付金等による支援
- ③ まちづくりの課題への対応

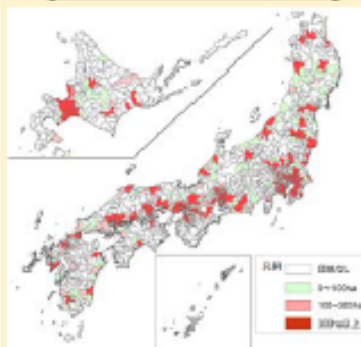
### ② 人口減少社会に対応した「まち」への再生

- 人口減少社会に対応するため、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりが重要。
- 中心市街地活性化などに加え、住宅団地を含めたまちづくりの取組を強化。

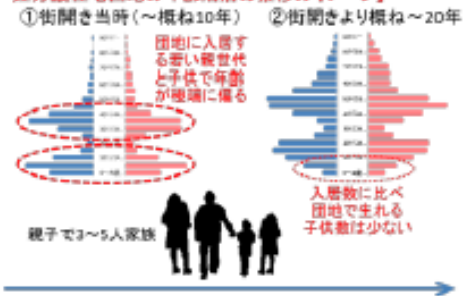
<住宅団地が抱える課題>

- ・住宅団地は、高度経済成長期を中心に開発され、大都市圏のみならず、全都道府県に立地。
- ・同時期に入居した結果、高齢者世帯が一気に増加。今後、空家が大量に発生する可能性も。
- ・住宅の単一用途が主体で、多様な機能導入を阻害。

#### 【住宅団地の市区町村別面積】



#### 【戸数別住宅団地の年齢階層の推移のイメージ】



出典：H30国土交通省住宅調査（5ha以上の住宅団地を対象）

高齢化した居住者が住み続けられ、若者や子育て世帯にとって魅力ある「まち」へ再生

住宅団地を含む一定の地域において、エリア限定的に、ワンストップで、用途規制に係る手続きの柔軟化等を実現する制度の構築を検討